

随心院文書「伊賀国築瀬庄付兵部卿辞事之次第聊」

西尾 知己

はじめに

本稿では、京都府立総合資料館寄託随心院文書「伊賀国築瀬庄付兵部卿辞事之次第聊」(随心院文書五―一七、以下、「本史料」と記す)の翻刻・内容を紹介した上で、中世後期の東大寺東南院領築瀬庄支配に関する基礎的事項を確認し、中世後期の権門寺院における寺家と院家の関係の一端を示そうとするものである。

1、本史料の書誌情報と内容

本史料の書誌情報についてはすでに京都府立総合資料館歴史資料課「随心院文書編年目録」(『京都府立総合資料館』資料館紀要』二二―一九九四年)で示されている。それによると、装丁は袋綴装一冊、丁数は全十八丁、法量は縦二八・三糎、横二二・五糎である。料紙は楮紙であり、文書の反故を翻した裏に記されている(なお、今回紙背文書については翻刻紹介の対象外とした。紙背文書の書誌情報も「随心院文書編年目録」を参照のこと)。奥書はない。

東大寺東南院関係の記録・文書類が随心院文書のなかに伝存していることについては、すでに永村眞氏・上島享氏らの指摘がある。¹⁾このうち上島氏は、その伝来の経緯について、十五世紀末期以降に九条家出身の

随心院門主が東南院門主を兼帯するようになるなかで、東南院の重書が随心院にもたらされた²⁾と推定している。九条家出身で随心院門主と東南院門主を初めて兼帯したのは忠厳であるが、彼が東南院と関わりを持つようになるのは本史料が作成された直後の明応三年頃からであった。²⁾よって、本史料も忠厳以降に両院を兼帯した九条家出身の門主によって東南院から随心院にもたらされたものと考えられる。

本史料の筆者は明記こそされていないものの書写文書の差出人としてたびたび登場する快円(性空・正空)であろう。彼の詳細な経歴は今のところ不明である。ただ、本史料の記述より、醍醐寺三宝院門主を兼帯していた東南院門主政紹が三宝院から追放された³⁾のにもない、その政紹に仕えるため東大寺東南院領伊賀国築瀬庄の奉行を辞任した兵部卿上座貞秀に代わって新たに同庄の奉行となったことがわかる。本史料は、その快円が延徳三年(一四九一)から明応三年(一四九四)にかけての、築瀬庄から奈良・京都への年貢・公事の運上・所納の状況、そして納入された米・銭の運用の状況について記したものであり、中世後期における築瀬庄の庄務引付と呼ぶべき内容をもっている。

中世の築瀬庄については、鎌倉期に確立した東大寺による伊賀国名張郡支配の成立過程(いわゆる黒田庄の拡大過程)⁴⁾、あるいは同寺と対峙する在地勢力⁵⁾に関する研究のなかで取り上げられてきた。その名張郡の

中世後期の研究状況に目を向けると、後者の在地勢力については実態解明が進んでいる一方で、前者の東大寺による支配の問題については検討が進んでいない。本史料の利用は、十五世紀の東南院による築瀬荘支配の実態を明らかにし得るだけでなく、中世後期の東大寺による名張郡支配に関する研究の空白を埋めることにもなるだろう。

そこで以下では、十五世紀の東大寺による名張郡支配の概要を示した上で、本史料の検討を通じて築瀬荘の所務組織、同荘の年貢・公事の納入・配分のあり方を明らかにし、中世後期の東南院による築瀬荘支配の特質について整理したい。

2、十五世紀の東大寺による名張郡支配と築瀬

中世の寺院組織は、大衆和合に基づく「寺家」と門流に基づく「院家」の原理に基づいていたが、東大寺では、別当や惣寺（寺門ともいう。年預五師を中心とした学侶の衆議）が「寺家」の意思決定をし、「院家」では門主を筆頭に独自の組織を有し、意思決定を行った。⁽⁷⁾

このような組織のあり方は東大寺領荘園の支配でも意味を持ち、鎌倉期の名張郡では寺内の有力院家が荘務の主導権を握り、寺家への年貢を請け負うという支配体制をとっていた。⁽⁸⁾ 築瀬荘もその例外ではなく黒田荘名出作とともに東南院が荘務を主導しており、院家役の取取に加えて、寺家に対する役も負担していた。しかし鎌倉末期になると、惣寺が寺家年貢の取取に積極的に関わりを持ち、名張郡一円の直務支配を進めるなかで院家の所務にも積極的に介入するようになった。この鎌倉期の黒田荘支配をめぐる変化は中世後期に確立する惣寺を中心とした寺家財政構造形成の端緒を示す事例として先行研究でも重視されている。

しかし、鎌倉後期以降の惣寺の動向の展開についてはいまだ不明な点も多い。それゆえに中世後期の寺家と院家の関係も不明な点を残してい

る。当該期の名張郡支配における東南院領築瀬荘の位置づけを探るためには、その前に寺家の名張郡支配の体制を把握しておく必要がある。そこで以下では、十五世紀以降の名張郡支配の様相について概観しよう。

まず注意したいのは、年貢取の単位として「黒田荘」と「名張郡」という二つの呼称が見られる点である。この名称は、永享十一年七月二十二日黒田荘百姓等連署起請文と永享十二年十一月二十二日名張郡一族人起請文⁽⁹⁾で確認することができる。前者は「黒田庄」の年貢について、後者は「名張郡」の年貢について地下の有力者達がその請負を誓った起請文である。この二通の起請文を検討した太田順三氏は、起請文に名を連ねている署判者の出身地域から、前者が中世前期における黒田本荘の地域、後者が黒田荘名出作・新荘の地域に相当するとした。⁽¹⁰⁾ なお後者の起請文には「築瀬村」の有力者二十五名も署判を加えており、築瀬地域も中世後期には「名張郡」の一部として地下の有力者が寺家年貢を負担していた事が確認できる。このように、中世後期の名張郡では、黒田本荘の系譜を引く「黒田荘」と出作・新荘・築瀬荘の系譜を引く「名張郡」という二つの所領単位に分かれており、それぞれが寺家に対して年貢を負担していたのである。（なお以下、東大寺の支配単位としての「名張郡」は「」で括り、郡名としての名張郡とは区別する。）

では東大寺で「黒田荘」・「名張郡」の所務を取り仕切っていたのはそれぞれどのような勢力だったのだろうか。

まず「黒田荘」については、南北朝期に別当・惣寺の関与がそれぞれ確認でき、必ずしも惣寺の所務が安定したものではなかったことを推察させる。しかし、応永五年（一三九八）七月四日東大寺別当尊勝院経弁寄進状⁽¹¹⁾で別当から惣寺に去り渡されて以降は惣寺の所務がある程度継続して確認できる。⁽¹²⁾ よって少なくともこの応永五年以降は惣寺の荘務で

安定したのではないか。同寄進状によると、「黒田荘」では学侶の納所（雑掌・給主）が収納を統括し、定使を派遣して収納・運上の実務を行うこととなっており、収納した年貢は東大寺八幡宮手搔会料や寺家法会の諸公事にあてることになっていた。

次に「名張郡」については、鎌倉末期に惣寺学侶の納所による支配体制がとられたことを稲葉氏が指摘している。しかし、その後その支配体制が継承された形跡は見えない。また、鎌倉幕府倒壊後には出作地域が東大寺の有力院家西室の知行となった時期もみられる。よって鎌倉末期から南北朝期には「黒田荘」同様に惣寺の知行が安定していなかったものと思われる。しかし十五世紀になると、名張郡年貢結解状を年預五師が管理している⁽¹⁶⁾ことが確認できるから、この頃には「黒田荘」と同様に「名張郡」も惣寺の荘務のもとに置かれたものと思われる。同結解状によると結解は学侶の納所が行い、年貢は「東大寺八幡宮長籠料」・「京都沙汰用途」に利用されており、多様な用途に宛てられたようである。

以上、限られた史料からではあるが、寺家の支配体制について検討を加えた。十五世紀の「黒田荘」「名張郡」では寺家年貢の収取において惣寺の主導権が定着していたと考えられ、それを裏付けるように惣寺の主たる構成員の学侶が納所・給主として荘務を統括していた。稲葉氏は鎌倉末期に惣寺による寺家年貢の一円支配体制が成立したものの、その実を挙げることはなかった、としている。しかし、十五世紀頃までには惣寺学侶主導の収取システムが確立していたものと思われ、鎌倉末期以来の惣寺による一円支配の構想は中世後期には一定の成果を挙げていると言えるのではないか。この名張郡の状況は、惣寺学侶と地下有力者が直接対峙する収取システムであり、それは中世前期のような寺家の年貢を院家が請け負うという重層的な構造が崩れていたことを意味する。寺家の名張郡支配における院家の役割は中世後期には決定的に後退してい

たと言えよう。

しかし、ここで注意したいのは、中世後期の名張郡内で院家領がなくなつたわけではない点である。このことは、中世後期の寺家と院家の関係を考える場合、単純に惣寺の荘務介入にともなう院家の衰退という側面だけでなく、もう一つ寺家領と院家領の新しい関係の形成という側面からも考える必要があることを示唆している。ではその関係の変化とは具体的にいかなるものだったのだろうか。次に、院家領の側から中世後期の状況について検討を加えるなかで、この点について考察してみたい。

3、中世後期の東南院による築瀬荘支配の特質

鎌倉期の「有力院家が寺家への所当官物弁進を請け負う体制」とは、具体的には「東南院依為領主、勤寺家領家両方課役、仍為省住民之煩、不入寺家使、就承安元年国衙徴符、可弁進所当官物於寺家之由、東南院院主令申請了⁽¹⁷⁾」とあるように、院家が寺家・院家供料をともに徴収し、寺家（政所や惣寺）は院家の荘務に介入しない、という体制であった。鎌倉末期になると惣寺がこの院家による年貢収取の権限を奪った。これがいわゆる「荘務権の獲得」を意味するわけであるが、この惣寺の年貢収取も寺家供料・院家役双方の収取を請け負うことにはかならなかった⁽¹⁸⁾。つまり中世前期の名張郡では、院家の荘務にしる、惣寺の荘務にしる寺家供料・院家供料を一括して収取していたのである。

ところで、鎌倉期に名張郡内で院家が荘務を握った所領としては出作・築瀬荘（以上東南院）、新荘（尊勝院・西室）の存在が知られているが、中世後期でも築瀬荘・新荘では院家の支配が継続していた。

しかし、前節で指摘したように中世後期の寺家年貢の収取システムを見ると、これら院家が寺家年貢を請け負う構造はすでに崩壊していた。とすると中世後期の院家領支配はいかにして行われていたのだろうか。

以下では、本史料を題材として築瀬荘の荘務体制や収取・分配サイクルを整理するなかで、当該期の院家領支配の特質を示していきたい。

(1) 院家領の荘務体制

まず築瀬荘における荘務の体制について整理を加えよう。

東南院領の荘務におけるトップはいうまでもなく東南院門主である。ただしすでに永村眞氏が指摘しているように、当該期の東南院の運営には門主の家門九条家が大きく関与した。この点は築瀬荘も例外ではない。十五世紀半ば頃には、すぐ後で触れる奉行の選任に九条家出身の前大乘院経覚らが深く関与しているからである。

次に荘務の実務の担い手に目を向けると、奉行、定使やその他の使者、下司・年預沙汰人らを確認することができる。

奉行(給主)は奈良や京都にいて、門跡の意を受けて荘園の収納・結解を統括する役割を担っている。奉行としては、長祿年間の按察寺主永深、文明年間の兵部卿貞紹が確認でき、本史料でも兵部卿上座貞秀、快円が確認できる。彼らは、「寺主」「上座」という地位からもわかるように東大寺の学侶ではなく、寺院の経営面で力を発揮した「所司」であった。

定使は奉行の意を受けて、現地への文書下達、年貢の結解・輸送統括をする役職であり、本史料では兄部の幸乙が定使として確認できる。またこのほか、奉行・定使・所領現地間の連絡役、奉行への助言者として「兆」「寵」「少輔トノ」らが介在していたことも確認できる。これらはいずれも略称であると思われるが、注意されるのは九条家のもとで同時期に一門間の使者として活動した人物のなかに「兆阿」「寵阿」「少輔殿」なる人物が確認できる点である。両者の関連性についてはこれ以上確定的な根拠を挙げることはできないが、おそらく同一人物ではないか。

以上の推定が許されるならば、所務の実務面でも九条家の影響が強く及んでいたことになるだろう。

下司・年預沙汰人は所領現地で収取の実務を担当する者である。本史料では下司の具体的な人物像を特定することができないが、注意されるのは在地の責任者らしき人物として後述の年預沙汰人とは別に「大坊」なる者が頻りに登場する点である。おそらく彼が築瀬荘の下司だったのではないか。また年預沙汰人もこれ以上具体的な性格を特定することはできないが、おそらく先述の永享十二年の起請文における「築瀬村」の署判者達と同階層の村落上層の人々だったものと思われる。

以上、中世後期における築瀬荘の荘務組織について整理を加えた。中世前期の築瀬荘では院家補任の学侶の預所や国保時代の保公文の立場を継承した公文を中心とした荘務組織だったことが知られているが、これと比較して大きく様変わりしていることが確認できよう。

また、前節で確認した同時期の寺家による名張郡支配の体制と比較すると、寺家年貢が惣寺学侶の納所・給主により統括されていたのに対して、築瀬荘では九条家の関係者が大きく関与し、寺内の勢力であっても学侶ではなく所司層の関与が顕著であった点で大きく異なる。中世後期には、寺家の名張郡支配と東南院の築瀬荘支配が双方自立性を強めていた、といえよう。

(2) 築瀬荘の収取・分配にみる院家と寺家

次に年貢・公事の収取・分配の構造について整理しよう。まずは本史料から収取のサイクルを整理しよう。

一 三月 大坊・地下からの出挙と称して十石(代銭六貫九貫)を京上。収穫期に利分を足した額が地下の債権者によって回収されたものと思われる。

六月 夏地子麦代銭の収納

八〜九月 柿の納入(三五〇〜五〇〇ほど)

九〜十月 年貢早米一石〜一石五斗(代銭数百文〜一貫数百文)

十一月 年貢三石〜五石(代銭二貫数百文〜三貫数百文)

以上の過程を経て年貢皆済が認定されると年貢請取状が発給された。

請取状の額面は三十石となっているが、実際には借錢にともなう利分が引かれたため、東南院側の実収は二十石弱であった。

次に収取した年貢の分配状況を整理すると以下のようなになる。

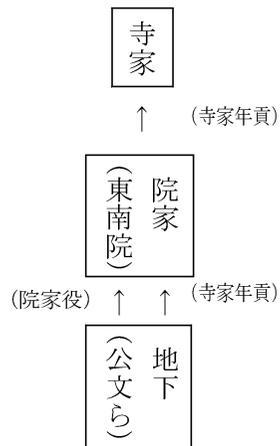
- a 東南院で使用 東南院薬師堂修二月会の壇供料など
- b 京都に進上 院主政紹の在京費用、没後の仏事料⁽³⁰⁾など。
- c 奉行(給主) 快円の給分
- d その他 粮物・かわし賃・酒肴料・給分など荘務遂行費用、屋根・檜垣の修理料

収取・分配のあり方を整理すると以下の二点に気づく。

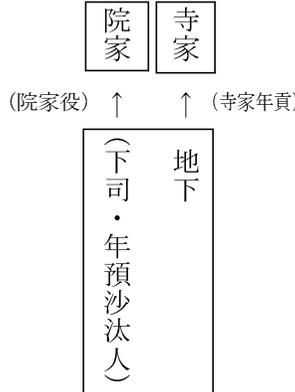
まず第一に、寺家の名張郡支配とおなじく築瀬荘の収取・分配の過程においても中世前期のような院家による寺家年貢の請負というような構造が確認できない点である。中世後期の名張郡では、寺家⇨惣寺の名張郡支配、東南院の築瀬荘支配の双方が荘務組織、収取・分配のサイクルにおいて自立化していったのである。かわって寺家・院家双方の年貢納入を請け負ったのは、地下の下司や年預・沙汰人中であった。つまり収取のあり方が下図のように変化したわけである。

第二に、分配のあり方を見ると、院家の経営に利用されたことが確実なのは、薬師堂二月会壇供料に利用された五百文ほどであり、そのほかは奉行や定使らの給分を除けば、ほぼ全て京上されている点である。これらの京上費用は原則として門主政紹の在京費用や仏事費用に充てられたと考えらるべきであろう。ただ本史料において、快円が前奉行貞秀の借

〔中世前期〕



〔中世後期〕



銭の用途について、「普門寺後室方へ進上分敷」すなわち九条政忠後室の方に進上したのでは、と推測している点は注目される。九条家が門主を立て続けに輩出するようになっていた東南院領の用途は、九条家の運営経費にも少なからず流用されたのではないだろうか。

以上、荘務の体制、収取・分配のシステムから中世後期の名張郡における寺家と院家の関係について検討を加えた結果、①寺家(惣寺)と院家の荘務が双方自立化していたこと、②東南院の荘務が九条家の家政と密接な関わりを持っていたことがわかった。

①のように、院家が寺家の荘務から自立していく事例は、築瀬荘だけではない。たとえば南北条・長沼・三楽など備前国の諸荘園は、鎌倉時代初期に東大寺領となり、寺家の仏性燈油料田とされ、東南院も権利を持っていたことが知られており、鎌倉後期には名張郡同様に惣寺が関与を深めた⁽³¹⁾。しかし、十五世紀になると惣寺の関与が確認できなくなる⁽³²⁾一方で東南院の関与は依然として確認できる。以上の事実からすると、これら備前の諸荘園は東南院の一円領化したと考えていいのではないか。むろん兵庫関のように、十五世紀に入っても惣寺と東南院が荘務をめぐり争っていた所領もあるので、全ての所領がそうだったというとはできないが、中世前期とくらべて中世後期には、東南院の支配が自立化していった側面があったのではないか。

次に②について、中世後期の東南院では寺領支配において門徒学侶が自専し、門主の意向が反映されない面があったことが指摘されている⁽³⁴⁾。しかし本史料の検討より、一方で逆に門主とその家門が荘務を握り、学侶が荘務に関与しない築瀬荘のような所領も存在することがわかった。このように中世後期の東南院領は、門徒学侶自専の所領と門主・その家門自専の所領とに分断されていたのである。このような分断は九条家が東南院門主を輩出するようになった十五世紀半ば以降のことであると思われる。当該期は室町幕府の政權運営が危機を迎え、各権門の所領支配が一段と厳しさを増す時期にあたるが、そのような荘園制の混乱状況のなかで各権門同士の対立、院家領をめぐる抗争が起っていたわけである。なお、本稿では東南院の例から中世後期の権門寺院における寺家(惣寺学侶)と院家の関係を検討したが、東南院の例を院家の典型として一般化しうるかどうか、という点はさらに検討が必要である⁽³⁵⁾。しかし、中世後期に複雑さを増す権門寺院の構造を明らかにするためのステップとして、本史料の利用、東大寺の寺家と東南院の關係の分析は重要な意味

を持つものと思われる。

また本史料は、杉谷社の祭祀時に在地有力者の会合が行われたという記事、あるいは大和山辺郡の国人早山氏をめぐる戦闘⁽³⁶⁾にともなう道中の混乱を記した記事に見られるように築瀬荘や伊賀近辺の在地状況を知る上でも貴重であると思われる。今後、このような観点からもあらためて本史料の位置づけを探る必要があるだろう。

〔註〕

- (1) 永村眞「中世東大寺の「門跡」とその周辺」(『史艸』四二 二〇〇一年)、柴崎照和「随心院所蔵の三論宗典籍について」(二〇〇四年度大阪大学大学院文学研究科共同研究報告書『小野随心院所蔵の密教文献・圖像調査を基盤とする相関的・総合的研究とその探求』二〇〇五年)、中山一磨「随心院聖教類研究の現在と展望」(同前)、上島享「頼諭自筆の印信・書状について」(科学研究費報告書『随心院門跡を中心とした京都門跡寺院の社会的機能と歴史の変遷に関する研究』二〇〇六年)、大阪大学随心院聖教研究会「随心院聖教識語集成稿(二)」(科学研究費報告書『小野随心院所蔵の文献・圖像調査を基盤とする相関的・総合的研究とその展開』Ⅲ、二〇〇八年)。
- (2) 忠嚴の経歴については『新修泉佐野市史』史料編中世Ⅱ 七一五～七一六頁参照。
- (3) 「大乘院寺社雜事記」延徳三年八月十二日条参照。
- (4) 名張郡における東大寺の領有のシステム、特に鎌倉期の状況については、稲葉伸道「中世寺院の権力構造」(岩波書店 一九九七)参照。
- (5) 築瀬荘の在地勢力については、築瀬保公文の丈部氏や黒田悪党に関する研究で触れられている。前者については、石母田正「中世的世界の形成」(岩波書店 一九八五年、初版一九四六年)、久保田和彦「名張郡司丈部氏一族と築瀬保」(安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相 上巻』吉川弘文館 一九八九年)、同「黒田荘出作・新荘の成立過程と国司政策」(『ヒストリア』一二八 一九九〇年)、前掲註(4)

- 稲葉著書参照。後者については、前掲石母田著書、小泉宜右「伊賀国黒田庄の悪党」(稲垣泰彦・永原慶二編『中世の社会と経済』東京大学出版会一九六二年)、太田順三「荘園と「地域的一揆」体制」(『佐賀大学教養部』研究紀要)一二一九八〇年)、稲本紀昭「室町・戦国期の伊賀国」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一七一 一九八八年)、清水亮「南北朝・室町期の伊賀国名張郡一揆」(『三田中世史研究』一〇 二〇〇三年)など参照。
- (6) 黒田俊雄「中世寺社勢力論」(同『黒田俊雄著作集 第三卷』一九九五年、初出一九七五年)。
- (7) 永村眞「中世東大寺の組織と経営」(塙書房 一九八九年)、前掲註(4) 稲葉著書、久野修義『日本中世の寺院と社会』(塙書房 一九九九年)。
- (8) 前掲註(4) 稲葉著書、同「黒田荘」(網野善彦ほか編『講座日本荘園史』6 吉川弘文館 一九九三年)、前掲註(7) 永村著書。
- (9) 東大寺図書館所蔵未成卷文書一一二八一・三一三三・三八・三一三三三三三三三三。
- (10) 村井敬義氏所蔵東大寺古文書乾。
- (11) 前掲註(5) 太田論文。
- (12) 「三國地志」卷之百十一。
- (13) 東大寺では、一年任期の年預五師がその任期の交代期である二月二十五日に惣寺に関わる文書を新しい年預五師に渡した際に、そのリストとして「文書勘渡帳」を作成しており、鎌倉後期から室町期にかけて部分的にその勘渡帳が残存している(その内容・残存状況については、遠藤基郎氏ホームページ [URL: <http://www.hi.u-tokyo.ac.jp/personal/endo/index.html>] 参照)。このうち応永十一年・十二年・応永二十年・応永三十一年の文書勘渡帳を見ると、「黒田荘」の給主請文・記録が年預五師の間で引き継がれている。ここから惣寺を取り仕切る年預五師が「黒田荘」の事務に関与し続けていたことをうかがえる。
- (14) 建武二年十一月十三日邦政・行慶連署打渡状案(東大寺図書館所蔵未成卷文書一一一六二)。
- (15) 嘉吉元年五月四日名張郡年貢結解状(東大寺図書館所蔵未成卷文書一一三三六)。
- (16) 嘉吉二年二月二十五日年預五師経真文書勘渡帳(東大寺図書館所蔵未成卷文書三一一一二二)によると、「一、名張郡納所結解状□水主等起請一通」とある。
- (17) (養和元年) 黒田荘出作新荘田数勘合注文(東大寺図書館所蔵未成卷文書一一二五九)。なお、鎌倉後期の正和四年から元応二年にかけての黒田新荘年貢算用状案(東大寺図書館所蔵未成卷文書一一一三五九)を見ると、実際に院家補任の新荘預所が寺家年貢の「学生供」を計上している。
- (18) 嘉暦四年七月二十八日東南院院勾当定賢奉書(東大寺図書館所蔵未成卷文書第七二卷六〇五号)では、東南院勾当の定賢が惣寺の荘務獲得後に院家供料が欠乏したことを理由に荘務を東南院のもとに戻すよう訴えている。ここから惣寺の荘務においても寺家供料を収取すると同時に院家供料の収取も請け負っていたことが確認できる。
- (19) 本史料・「経覚私要鈔」・「東南擾乱縁記抄」など参照。
- (20) 永禄三年九月日惣持院英海伊賀新庄代官職請文(国立歴史民俗博物館所蔵文書)、年月日未詳東大寺尊勝院門跡領注進状写(東大寺尊勝院記附録)〔大日本佛教全書 東大寺叢書第二二〕参照。
- (21) 前掲註(1) 永村論文。
- (22) 「経覚私要鈔」長禄二年八月二十四日・二十九日・九月六日条。
- (23) 「経覚私要鈔」長禄二年九月六日条。
- (24) 「東南擾乱縁記抄」(随心院経蔵聖教十六函一号)四八丁裏。「東南擾乱縁起抄」は九条家出身の東大寺別当・東南院門主覚尋が文明六年(一四七四)から七年にかけて別当・院主辞任を要求する惣寺学侶・東南院門徒らと争った事件に関して記した記録である(前掲註(1) 永村論文)。
- (25) 前掲註(24) 「東南擾乱縁記抄」。兆阿は政紹の前代の東南院門主覚尋が文明六年(一四七四)に南都を逃れて坂本・大和古市に滞在した際に随行しており、その間に築瀬荘にも下向している。
- (26) 「政基公旅引付」文亀元年四月二十日条。和泉国日根荘に下向した九条

政基のもとに下り、南都の事について報告している。

- (27) 年欠九月十五日貞紹書状案(『圖書寮叢刊 九条家文書』二〇六〇)で「少輔殿」なる人物が確認できる。この史料は年欠であるが、十五世紀末頃の活動が確認できる貞紹(『圖書寮叢刊』では貞治となっているが、貞紹であると思われる)が差出人となっていることからして、その頃の文書であると考えられる。

- (28) 中世前期の築瀬荘の荘務組織については、前掲註(5)久保田論文、前掲註(4)稲葉著書参照。

- (29) 前掲註(24)「東南擾乱縁記抄」では、文明七年(一四七五)頃の記事として「吉書事、当年先築瀬庄計沙汰也、庁務貞紹沙汰了、則被下築瀬了、出拵之事又仰下之处、且借上了」(四八丁裏)とあるから、十五世紀後半には借錢による年貢の前借りは常態化していたのではないか。

- (30) 政紹は三宝院を追放されてしばらくたった延徳三年十二月に死去している(『東南院務次第』『大日本佛教全書 東大寺叢書第二』参照)。

- (31) 永村眞「東大寺油倉の成立とその経済諸活動」(前掲註(7)永村著書)、前掲註(4)稲葉著書参照。

- (32) 当該期の文書勘渡帳では、鎌倉後期から南北朝期には確認された備前東大寺領関係文書の受け渡しは、十五世紀には確認できなくなる。

- (33) 前掲註(24)「東南擾乱縁記抄」によると、文明六年時点で、長沼・三楽の代官として「喜多野兵庫助」を、南北条の代官として「薬師寺四郎左衛門」を東南院より補任していること(三四丁裏)、実際に使者が下向して年貢を運上していること(二九丁表)が確認できる。

- (34) 前掲註(1)永村論文。

- (35) たとえば当該期の西室は、東南院と異なり、十五世紀前半あるいは十六世紀前半に惣寺学侶と密接に連携していた。

- (36) この点については「大乘院寺社雑事記」延徳三年十一月九日条参照。

【凡例】

一、文字はおおむね現在通用している字体に改め、改行は原則として追い込みとした。

一、欠損・解説不能の文字は□または□で表現した。

一、踊り字は「々」「ヽ」「ノ」「ノ」で表現した。

一、見欠は文字の左に「々」を付した。

一、墨抹は■で表現した。

一、文字を重ねて書いてある場合には、「由」と、上に書かれている文字の左側に「・」を付し、右側に「×」を付したうえで下に書かれている文字を示した。

一、校訂者の加えた字については「」あるいは「」で表現した。

一、「」は誤記の訂正や付加をする際に使用した。

一、「()」は地名・人名などの注記をする際に使用した。

一、表紙・異筆・追筆の際には、(表紙)(異筆)(追筆)と傍注を付し、「」でくくったうえで翻刻を示した。

一、印は挿入符を意味する。

一、その他、適宜○を付して注記を示した。

【翻刻】

迄明応二癸酉 〇月

延徳三 亥 明応元 壬子

〔伊賀名張郡〕
築瀬庄 〔伊賀名張郡〕
事之次第第聊

築瀬庄事 兵部卿辞退ニ付テ非可捨置之間、先暫時カ〇〔一〕快円 性空之状ヲ認テ遣ス事之次第等

〇月十五日、月透之柿一荷 數五百計歟、下司方ヨリ 人夫シテ上了、酒并ニ餅給之、

夏之麦地子百文、六月之比歟上申、

九月廿日、此比近年、当庄早米催促ニ定使下遣ス事也、今之時分旁

早々人ヲ下されハ、〇由、西之兆 勝ナト申間、乍憚、性空状ヲ認メ

作名ヲ沙汰シテ遣了、尤誰人ソニ雖暫時可申付事哉、ナレトモ一旦申付ケハ

〇又我物ニ可存哉之間、性空事更非狂惑之努哉、仍先状ヲ書テ遣

ス、其趣、

立紙アリ

当庄御年貢早米等為催促、定使下遣候、如先々早々申付られ、運上

候て〇〇候、兵部卿上座京都。ひまなく候、仍〇むきの事、申く

たすへきよし、公方様〇候之間、如此申候、委細之趣、定使可申候、

目出度重而可申述候、恐々謹言、

九月廿日

奉行所 快円 (花押影)

築瀬庄沙汰人年預申

追申 御年貢事々如先規可有申沙汰候、

一、大坊方へ書状 腰封也、

当庄御年貢早米等さいそくのため、定使下〇候、先々のことく、早々

御とりさた候へと〇人中へも則書状下候、兵部卿事京都〇跡ニ

ひまなく候、仍当庄事、為公方様仰候之間、方々書状下候、已後何事も此判形にて可申定候、委細之趣、定使可申候、恐々謹言、

九月廿日 快円判
大坊進之候、

杉原二帖下歟、

又夏之麦地子順々貢進沙汰候、事々近年如何候哉、委細定使申合候、

巨細定使申含、九月廿日ニ兆シテ申付、書状等下遣了、

同廿八日、幸乙罷上了、〇シテ申上候趣、早米方いまたにて候、御

奉書以下かハリ候ハ、沙汰人等申旨候へく候、大坊・年預なレ、

先々申沙汰候て、ヤウく。一石五斗分まとも候て、其代物一貫二

百文 一石三斗先うり候、残ハ大坊ニアツケ候テ置候由申、上候と、

現一貫卅七文 百文茶一斤半 百文杉原二テウ、六十文歟、

合メ一貫二百文運上分歟、

〇夏地子方八十文 但シ七十九文在之、又上申了、

此内一貫文ハ、先性空立当年五石之方へ且可給心中、

一、地下沙汰人返事并ニ大坊返事在之、此及紙巻添テコ、二置之、

〇月一日、定使幸乙来、八日杉谷祭にて候、皆々会合次之間、旁可

罷下、御状可被下由申了、

〇当庄御年貢早米一為催促、定使下之候、〇々早々御取沙汰候て、早々

御運上可目出候、〇者早米一石五斗被上候、目出候。巨細先日申候

了、尚々定使先々大都ハ、当月中御皆済候事候哉、定使ニ申アうさ七

られ候ても御皆済可目出候、巨細先日令申候了、尚々定使可申候、

恐々謹言、

十一月三日

快円判

築瀬庄沙汰人年預御中

〔巨細定使可申候、事々目出度可申承候、〕

□□いそぐのため定使下之候、□□可申候、先々大都
当月中□□之、事々定使五日十日とうりう□□かいせ
い□□と、め候ハ、返々可目出候、目出度兵部卿京都二無
隙候ハ、又カの方より申候、定使委細可申候、恐々謹言、

同月 日 快円

大坊進之候、

大坊へ袖かき二うりの事も申了、

□□濟請取先かきて、可被下裁由□□使申候間、かいせいあらハ、と、
めをき申候へと申付了、

〔納〕 築瀬庄年貢事

合参十石者、

右為当年分、皆濟所納如件、

延徳三年亥辛 十一月 日

奉行所 快円判

沙汰人への袖書二皆濟の請取先書下候、かいせい候ハ、□□をき
申候へと、定使に申ふくめ候と□□候了、□□少事も未進アラ
ハ□□濟の請取更不可遣由、堅可申付之由、寵して申付了、十一月一
日の事也、

今日一日之間、幸乙ニ酒肴給了了、

又大坊へも袖書ニかいせい請取、先かきて下候、かいせい候ハ、
先々のことく□□つけ状態候て、可上之由申了、

□□十三日、幸乙伊賀ヨリ上リテ申様、去日彼吐山没落候テ、界道事外
賊難已下多□□忍之間、先試ニ一人罷上候、道如案事外□□忿候テ、よ
のつね難忍候、又近年道□□方ナトモ陣へ罷出候間、旁御年貢方□

大坊ニ預置候テ、罷上候由申、

同廿二・三日比歟、道之為躰方々聞ツクロイ候テ道下候由申、

同廿六日、予留守ニ罷上由寵申、貞秀兵部卿上座 借物、已前如申上、

十石分□□書一通一通七石 本利当年ハ地下□□利八チワリトテ都合十八石分

□□□□状ニ載也、貞公沙汰之次第□□大綱之借物アサマシク、

□□都宿之御所後室方へ進上分歟、又□□秀私ニ交用之歟、尤不審

く、已後可被尋決事歟、

一、正空此庄ニテ五石分可有配分之處、代物皆種々可相当哉、□□乙并

大坊等結解状在之、□□分五石分代物重而可載之、コ、ニ卷ソヘテ

結解状共置之、正空割分五石分今少程不足歟、

〔延〕 徳二 年壬子

正月十八日、幸乙両日中可下伊賀之由申、

奉書・吉書、快円判にてこしらへて下了、□□書事、庁務代大夫法眼当

年書了、猶吉書と奉書と判かハリ候ハ、地下人いか、可申候哉、ひ

とつニ候ハ、可然候歟と定使申候、□□ニ給主と庁務トひとつにある

ましき事也、然而只今事のまきれ多キ時分之間、吉書をこれにてか

きて、快円判候て下了、

東南門跡三門之儀ニよりて□□之間、旁用脚大切、仍地下人□□石、大

坊ニ二石と借書かきて□□了、寵なども先可借哉由意見申間、如此沙

汰了、

正月十八日ニ書テ下了、

〔異筆〕 〇紙背文書の裏書であり、本文とは無関係のものと思われる。
「十貫八百五十文 文蔵主方」

借物到来

二月六日、幸乙存申状

□□八百卅五文 此足仕定委ハアリ、

□□五文 酒等此外所下了、

五百文 薬師堂壇供、

五百貫文 京都へ、時料等ノ代也、高野寺理趣三味布施

二貫三百文 三門御仏事方、二月十四日高野方也、性空ナハリヨリ上敷、日記別ニアルヘシ

六百文 京上被申分、性空分日記アリ、三月十九日ヨリ廿一日までのふん、其外アナタコナタ進分ナトマテナリ、

上下三人

以上四貫四百文余

○三貫文 此亭修理方ヒカキヤ子工

ノコリテ三貫余

此内七百文、去年アリ、南坊下向方五石代不足分可給敷、御結解あるへきよし四月三日記之、性

空方去年ノ五石方不足三四連あるへく候、其方可給候、

□皆猶定残て三貫百文計敷文敷、

百五十文、禪孫方

二百文、同二百文上了、

七十文京、以上六百廿三文計敷、延徳四

四月十一日、京都へノ御用出挙ノ事、以カ□定使申下了、

一、地下へノ借米貳石分借書書テ下了、

一、大坊へ一石分ノ借書書テ下了、

大坊へ五疋計ノ扇可下之由幸乙申間、其分用意シテ可下之由申付了、

何レヘモ、イカニモヒケキヲイタシテ可上由ノ状カキテ、今日十二日

幸乙ニ罷シテ渡了、此時薬師堂ノ儀ニ院勾当へノ折紙カキテ遣了、

三月十一日ノ事ナリ

此三石の代四貫百文ナリ、幸乙結解状ニ委クハアリ、

納分 但七文有之敷、

三貫七百五十八文云々、

此内京都へ上分

五百文、卯月敷、已前性空引違ト合メ一貫文之分京へ進了、

一貫五百文 五月〇敷、御請取在之、但シ五百文御服代分ニ先上了、

七百文 三トメ、御請取月日有之、

□百文、九月三日ニ上了、

合メ三貫五百文京へ上了、但シコレハ御足叶分、先如此出付了、

混合の事アリ、子細日修理造作ヤ子方のケツケニ見ゆへし、

○「納分」以下の記載部分の下部に追筆あり。便宜上ここに示す。

「十二月二日敷、米一荷、少殿して、残五百文敷、京上残十月二一貫文、

木守して、天和添上郡今在家方敷、三百文、十一月敷、一貫文・米一荷、新中御

上時、性空カ宥免分」

明応元年壬子九月十八日、当庄早米如例催促之定使申付、下之時之状、

当庄御年貢早米等さいそくのため如例定使下之候、先々のことく、

能々被申付、可有御上候、御門跡指当。御用共候、早々定使被申付、

さた御上あるへく候、定使事々。目出度重而可申承候、恐々謹言、

九月十八日 可為珍重候快円判

築瀬庄沙汰人年預御中 明応丑 十五日

又大坊へ此趣にて大形とテ下了、杉原二帖下敷、

定使に麦地子のこり、又うりの事も可申由、兆シテ申候由了、

一、西山へ九月十五日ニ柿月スキヲ上、折紙遣了、十五日ニ柿三百五

十上了、但シ混之、

明応元年壬子

九月二日、幸乙イカヨリ上浴、料足一貫六百廿三文敷、持參了、

「此内京都へ一貫二百五十文、其外新中御下等二

此内 引違ニ沙汰之間、当年性空分一向之未進、

当年分初而まいる間、祝テ酒返了、一瓶子・肴返了、

一、当年分已二十石之御借物アル間、残分正空か割分五石ナルヲ可給分、年貢ノ残アルヘク候歟之間、此分先正空方可給歟、何レニモ一貫六百文先納了、
此内一貫文京へ上候、又二百五十文同上候、

□下ニテ蓋湯を沙汰人共して可下候、御返事ハ、重而可申トテ、大坊方ヨリ私ニ先ニ二石分マカナヒテ上之由、申状アリ、沙汰人ノ返事ハ、ナシ、

明応元壬子

十月廿八日、幸乙可下伊賀築瀬由申間、書状等書下趣、

当庄御年貢為催促、定使下進候、先ことく被申付、御上あるへく候、先々大都当月中皆済之間、則請取書進候、巨細定使可申候、事々日出度重而可申承候、恐々謹言、

十一月一日 今日付置了、 快円判

築瀬庄沙汰人年預中

袖書ハ、先度早米上候、日出候、又去年より上置候、去年・当年分被申付、可被上由書了、

又大坊へも折紙ニテ、先々のことく申さたすへき分書下了、
皆済 請取書下了、

納 築瀬庄御年貢事

合 参十石者、

右為当年分皆済、所請取如件、

明応元 壬子十一月日

奉行所 快円判

□書ヲ十一月廿一日、幸乙ニ遣了、□月十五日歟、幸乙上候、乍去少カワシ不調、申不送之由、本十六日可被上歟由便宜ニ申了、
(大和高市郡) 十七日、松寿越智へ下時、且百疋先進了、

二貫八百五十文 今朝松壽言伝可申、□方幸乙一貫八百五十文持参

此分予か五石方へ且割分方可給也、

(追筆) 「早米も不給候間、和市一斗八合宛ニテ候ハ、三石分いか程にて候へく候哉、」

当年分皆済、大坊如例結解状アリ、十石か又十八石とて、のこり分三石四斗也、巨細幸乙算用状に見之タリ、

早

一貫六百廿三文の事

一貫文 京へマキル 式部らうふつ 五十文

二百文 同 百七十一文 一献 榊参ル時、コレハ今在家方ニ可付候

百文

百七十文計ノ入目 木守ヤトイ新関・常関已下ノ下行、

此外ハ、今在家結解方ニアルヘシ、
以上一貫四百文計歟、

明応二癸丑 正月十四日

幸乙 兄弟部 参申之、築瀬へ如例吉書可持下候、然如去年西坊 大夫法眼

庁務代ノ判ニテ地下之儀不可然、此間築瀬へ被下候御状ノ判不

相違表裏下候ハ、可然由、以寵申入、仍去年事、先一場之儀ニ

テ、例作名ニテ快円判之吉書已下書下了、当年之儀可為如何哉、

一、近年又借物、吉書下候次ニ必々様々出挙ヲ申下、当年又每篇踏薄

水之為躰之間、可明土儀可然歟、然而無指当用、且冥陞如何、序急

最叵測如何く、

二月七日出挙到来、

出挙十石之代、八貫九百廿五文之也、

是へ到来分七貫七百五十五文、巨細幸乙結解状ニ見之、

此内支配事

五百文 薬師堂壇供方へ可遣之由申了、

のこりて七貫二百五十五文歟、

五十五文、二月十三日比、此方へ召仕了、ナラへ運物已下物念之

時召仕了、

一貫五百文 三月ニカワシシテ、ニトニマキル、

□□文 同カワシ、カサ、キ二郎五郎□□して、

□□文 少輔トノシテフトコロニモチテ御上、

五百文 カワシテ

四百文 カワシ

六百文 同カワシシテ

度々ノ御請取在之、四貫三百文歟、いづれも御文已下御うけとりあり、

一貫八百文 二石之代性空方へ

去年早米分、京へ上之間、去年正空分先此分給之、

三百卅六文 三ノ御給分、正空カ米ニテ有借物返弃之間、此分引給之、

三百文 少トノ帷代

六十文 カワシチン

五十七文 アリセン

三百文 少トノ三ト四度、度々上下らうふつ、委細日記在之、

此外かハシニさけ、少トノ風呂銭等少々在之、

惣已上七貫百五十六文ト、

其外セツくト在之、委ク別紙ニ在之、

定残七貫二百五十五文ノ御料候、仕足大概此分ニテ候、

明応二丑

九月十四日、幸乙まいる問書状書下、

当庄御年貢早米等さいそくのため、定使下進候、先々のことく、能々

被申付、可有御上候、殊今日さしあたり御門跡御用共候、早々ニ申付、
御さた可為珍事候、(重カ)事々定使可申候、目出度重而可申承候、
九月十五日 奉行所 快田判

築瀬庄沙汰人年預中

当庄御年貢、早米等さいそくのため、定使下進候、先々のこと

く早々御とりさた候へと、沙汰人中へ書状下候、諸事可然御と

り下候由、可為肝要候、又近年うり上候ハす候、巨細定使可申

候、いづれも連々其にて申さた候へく候、又^{当年}八月すき柿も早々

上給候、申さた候へく候、事々目出度重而可申承候、

月日

謹上 大坊進之候、

又杉原二帖進候、めてたく可為御祝着候、スキハラ幸乙引遣

テ可下由、以寵申付了、

九月廿四日未下刻

六百六十二文、一石分、定使ケツケ状在之、十月一日到来、

此内

廿七文 つかの祝方

□文 幸乙酒給之、

□文 同 入道

百五十文 もんめん方

□文 同方

三百文 京へ上了、

卅五文 アリセン

以上五百卅五文歟、

ノコリテ百廿七文歟、(天和)宇智へノらうふつたメ性空借用申分也、

一、年貢さいそくの為定使申処、十一月八日ニマツリニテ候、其已後

可下由申候了、十一日^ニ状大概文章如先々した、めて、十一日夕方、松寿して遣了、

うりの事、柿の事も申遣了、去年と当年と日限等諸篇不思議の事も、

□月

□石四斗代

□物ケツケシテ定使方ヨリ三貫五百五文

十一月十八日

右此御結解未見出候、重而委ク可書付候也、

明応三年^甲正月 吉書下ノ時、如近年御出拵、

十石之代

定残^{リテ}。定使方^{ヨリ}六貫文上、此内ヲ尚五百文薬師堂御タンクニ立

申、

□々夕リテ

五貫五百文、三月上ノ時ノ御結解ニ委クアルヘク候、

明応三年^甲

丁未分 十月五日

貳貫卅文之内

三百文 寵方 京都御服料トテ

コレハ六百六十文、二度ニ遣スうちアリ、

夕リテ

一貫七百卅文計

五石四斗代

三貫八百五十五文内

夕リテ

三貫五百五文

(正空カ) 此内貳貫百文計ハ正方可給歟ニテ候、

此内

一貫文京へマキル、少トノ上さま^{フトコロニ}入テ御上アリ、

□^天百六十文 寵方へ

合メ当年分 一貫六百六十文

京へマキル、御請取ハ終ニナシ、